

五霞町出産祝金オプション贈呈要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五霞町新生児出産祝い金支給要綱（平成30年五霞町告示第20号。以下「要綱」という。）による出産祝金の支給対象者に対し、出産祝金に加え、さらに出産祝金オプションを贈呈するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 出産祝金オプションを贈呈できる者（以下「対象者」という。）は、要綱による支給対象者とする。

(出産祝金オプション)

第3条 出産祝金オプションは、次の各号のとおりとする。

- (1) 五霞町イメージキャラクターごかりんと写真撮影
- (2) 家族写真

(贈呈方法)

第4条 出産祝金オプションは、対象者に対し、要綱による五霞町新生児出産祝い金支給申請書を提出するときに贈呈することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、出産祝金オプションの贈呈に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。